

番号：150942

国名：カメルーン

担当：農村開発部農業・農村開発第2グループ第5チーム

案件名：熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト第2次終了時評価調査およびコメ振興プロジェクト第2次詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年1月上旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 0.97M/M、合計 1.82M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	29日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>様式 業務実施契約（単独型） 2014年4月以降契約>「業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について」

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ①業務方針の基本方針 8点
 - ②当該業務実施上のバックアップ体制 2点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	カメルーン／全途上国
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本評価調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：

黄熱病（必須）：入国査証取得および入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

ポリオ（推奨）：出国に際してポリオ予防接種証明の提示が求められる場合があります。

6. 業務の背景

カメルーンにおいて農業は基幹産業であり、就業人口の約6割（2001年）、GDPの約2割（2009年）を占めている。カメルーンでは近年、大都市圏を中心にコメの消費量が増加（2008年の推定で年間25.7kg/人）しているが、国内生産は停滞し、コメ生産面積は4.4万ha、生産量は10万t（2007年、平均収量2.27t/ha）にとどまる一方、2007年には47万t以上のコメが輸入されており、食糧安全保障の観点から、国内コメ生産の振興が急務となっている。

2008年10月に実施された第1回「アフリカ稲作振興のための共同体（“Coalition for African Rice Development”、以下CARD）」本会合において、カメルーンは支援優先度の高い第1グループ支援対象国に選定され、同国の稲作振興戦略文書（“National Rice Development Strategy”、以下NRDS）も策定されているが、カメルーンの稲作分野に対しては、それまでJICA協力が実施されていなかったことから、2009年6月、同国コメセクターの現状を把握するとともに当該分野への日本の協力方針を策定する事を目的とした協力準備調査が実施された。

同調査の結果、①カメルーンの灌漑稲作地帯である北部、及び西部の生産米の多くが国外に流出し、コメの大消費地である南部のヤウンデ・ドゥアラといった大都市に供給されていないこと、②南部の熱帯雨林地帯は気候的に陸稲栽培に適するものの開発が進んでいないこと等が明らかとなり、こうした背景から、カメルーン南部における大都市へのコメ供給を目指した稲作振興の必要性が提言された。同提言を受けたカメルーン政府は、首都ヤウンデのある中央州と隣接する東部州・南部州の3州における稲作（陸稲）振興を目的とした技術協力プロジェクト「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」（以下、「現行プロジェクト」）を、我が国に対し要請した。

現行プロジェクトは、農業・農村開発省をカウンターパート(C/P)機関として、2011年5月より2014年5月までの3年間の予定で当初開始されたが、2013年11月に実施された終了時評価で、プロジェクト協力開始以降稲作を開始した新規農家による栽培状況の継続的モニタリングや、カメルーン国における種子生産・供給体制強化の必要性が提言されたことから、24か月間の延長が決定された。2016年5月までの延長期間中、4名の長期専門家（チーフアドバイザー、陸稲栽培/普及、研修/普及2、業務調整/種子生産）を派遣中である。

一方、カメルーン国は我が国に現行プロジェクトの成果を活用し、現行プロジェクトの対象地域である中央州・東部州・南部州に北西部州を加えた4州（以下、「対象4州」）を対象地域としてコメの生産量及び国産コメ流通量の増加を目的とした、「コメ振興プロジェクト」（以下、「新規プロジェクト」）を要請した。これを受け、JICAはカメルーン国の稲作開発政策等を踏まえ、対象4州における国産米生産増に向けた支援を行うとともに、実施後の効果発現の最大化を図る体制の構築を図るべく案件実施の方向性を定め、2015年9月から10月に第1次詳細計画策定調査が実施され、計画の方向性について合意し、ミニッツが締結されている。その後、合意に従って詳細計画（案）およびR/Dドラフトが作成されている。

今回実施の調査では、まず、「現行プロジェクト第2次終了時評価」として、2013年11月に実施された終了時評価以降の目標達成度や成果等を農業・農村開発省と合同で分析するとともに、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

同時に、新規プロジェクト第2次詳細計画調査として、現行案件終了時評価結果に照らして、詳細計画（案）を更新し、農業農村開発省及びアッパーヌン溪谷開発公社先方関連機関

と協議しミニッツ(M/M)を締結する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「JICA 事業評価ガイドライン第2版」に沿って、(A) 現行プロジェクト終了時評価調査として「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」の協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、(B) 新規プロジェクト第2次詳細計画策定調査として技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、「コメ振興プロジェクト」協力計画合意形成のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備 (2016年1月上旬～1月下旬)
 - (A) (B) 共通
 - ① JICA 本部での事前勉強会、対処方針会議等に参加する。
 - (A) 「現行プロジェクト」終了時評価調査
 - ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
 - ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する
 - ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他カメルーン側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し、JICA 本部に提出する。
 - (B) 「新規プロジェクト」第2次詳細計画策定調査
 - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書、第一次詳細計画策定調査報告書（暫定版）、M/M 等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で追加収集すべき情報を検討し、必要に応じ、カメルーン側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文若しくは仏文）を作成し、JICA 本部に提出する。
 - ② 現行プロジェクトおよび、第1次詳細計画策定調査報告書（暫定版）、関連有償案件「農業振興インフラ整備事業」に係る資料等を確認の上、第1次調査で作成されたプロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案及びP/O(Plan of Operations)案を再検討する。
- (2) 現地派遣 (2016年1月下旬～2月下旬：先行期間に (A) (B) の順で調査を進め、官団員合流後 (A) (B) の順で協議とまとめを実施する。)
 - (A) (B) 共通
 - ① JICA カメルーン事務所等との打合せに参加する。
 - ② カメルーン国側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」Joint Coordination Committee (JCC)において、両調査結果の担当部分を発表する。
 - ④ 現地調査結果の JICA カメルーン事務所等への報告に参加する。
 - (A) 現行プロジェクト終了時評価
 - ① プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。
 - ② 事前に配布した質問票を回収、整理するとともにカメルーン側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プ

ロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

- ③ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ④ 国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びカメルーン側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑤ 調査結果や他団員及びカメルーン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P/O の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

(B) 新規プロジェクト第2次詳細計画策定調査

- ① (A) で実施した「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」終了時評価の結果から、「コメ振興プロジェクト」で対処すべき課題と対応策を抽出する。
- ② 第1次調査で明らかになった政策・施作、実施体制等を再確認する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織の体制及び状況
 - イ) カメルーン国の農業分野開発計画及び Comprehensive Africa Agricultural Development Programme (CAADP)における本プロジェクトの位置付け
 - ウ) カメルーン国の農業分野開発政策・動向・課題
 - エ) カメルーン国における CARD/ National Rice Development Strategy の進捗状況及び実施体制
 - オ) カメルーン国側の実施体制（組織、予算、他機関との関係等）、協力団体
 - カ) 他ドナー、機関等の援助動向、内容及び結果
 - キ) カメルーン国における JICA 農業セクタープログラムの動向
- ③ カメルーン国におけるコメ振興政策において新プロジェクトが果たすべき役割を検討する。
- ④ ①～③の検討結果をもとに PDM 案、P/O 案、モニタリングシート案の更新に協力する。
- ⑤ カメルーン国側と案件概要についての協議に参加し、カメルーン国関係者との協議で合意された内容につき、R/D (Record of Discussions) 案、M/M (Minutes of Meetings) 案の取纏めに協力する。
- ⑥ 技協新方式に基づくモニタリング方法についてカメルーン政府関係者に説明する。
- ⑦ 第1次調査の本プロジェクトに係る5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からのプロジェクト分析を確認し、今次調査の結果を踏まえて事業事前評価表（案）を更新する。
- ⑧ 調査に係る詳細計画策定結果（案）の策定に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2016年3月上旬～3月下旬）

(A) (B) 共通

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、両調査結果を報告する。

(A) 現行プロジェクト終了時評価

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 終了時評価調査報告書（和文）のドラフトの担当部分を作成する。

(B) 新規プロジェクト第2次詳細計画策定調査

- ① 詳細計画策定結果の作成に協力する。
- ② 事業事前評価表の更新に協力する。
- ③ R/D（含む PDM、P/O）および技協新方式に基づくモニタリングシートの作成に協力する。

- ④ 調査結果を第一次詳細計画策定調査報告書（案）に反映し、詳細計画策定調査報告書（案）の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は以下のすべてとする。

- (A) 現行プロジェクト終了時評価
- (1) 評価報告書（英文）
 - (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
 - (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- (B) 新規プロジェクト第2次詳細計画策定調査
- (1) 詳細計画策定結果（案）
 - (2) 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）（含む、事業事前評価表、PDM・P/O、モニタリングシート、RD案）

上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料、査証取得料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空経路は、日本⇒パリ⇒ヤウンデ⇒パリ⇒日本を標準とします。

- (2) 臨時会計役の委嘱

単独行動時に発生する以下に記載の一般業務費については、JICA カメルーン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費
- ・通信費
- ・資料等作成費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことを言います。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年1月31日～2016年2月28日を予定しています。

本業務従事者は、JICA職員の現地調査期間に約2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

また、現地派遣期間中、現行プロジェクトの長期専門家4名が現地で活動しています。

- ア) 総括
- イ) 陸稲栽培／普及
- ウ) 業務調整／種子生産

エ) 研修／普及 2

③ 便宜供与内容

当機構カメルーン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり。

ウ) 車両借上げ

車両借上げについては、JICAカメルーン事務所にて予約・支払を行い、単独行動時の燃料費、通行料については、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

必要に応じて、英語⇄仏語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境あり)

キ) 査証取得に必要な招聘状

JICAカメルーン事務所が発行し、農村開発部第2グループ第5チームから提供。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料(電子版)を当機構農村開発部農業・農村開発第2グループ第5チーム(TEL:03-5226-8409、担当:畔上、戸田)から提供します。

「コメ振興プロジェクト」

・詳細計画策定調査M/M、報告書(暫定版)

② 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

(<http://libopac.jica.go.jp/>)

・カメルーン共和国 熱帯雨林地域稲作振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書

・カメルーン共和国 熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト中間レビュー調査報告書

・カメルーン共和国 熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト終了時評価調査報告書

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAカメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上